

件 名

ヤングケアラー支援・性の多様性を尊重した教育の推進について

提出理由

令和3年度における「ヤングケアラー支援」及び「性の多様性を尊重した教育の推進」について、別紙のとおり報告します。

概 要

1 ヤングケアラー支援

- (1) 埼玉県におけるヤングケアラー支援
- (2) ヤングケアラーサポートクラス（出張授業）
- (3) ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修会
- (4) 今後の取組

2 性の多様性を尊重した教育の推進

- (1) 学校における性の多様性を尊重した教育
- (2) 児童生徒向けリーフレットの作成
- (3) 県立高校の制服について
- (4) 相談体制充実に向けた検討会議について
- (5) 今後の取組

1 ヤングケアラー支援

(1) 埼玉県におけるヤングケアラー支援

ア 条例及び計画

(ア) 令和2年3月「埼玉県ケアラー支援条例」を制定

第3条（基本理念）

ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

第8条（ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関の役割）

教育に関する業務を行う関係機関は、（中略）教育及び福祉に関する相談に応じるとともに、ヤングケアラーに対し、適切な支援機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(イ) 令和3年3月「埼玉県ケアラー支援計画」を策定

（施策体系及び取組の方向性 抜粋）

ヤングケアラー支援体制の構築・強化

ヤングケアラーの心身の健やかな成長及びその自立、教育機会の確保が図られるよう、ヤングケアラーに関わる可能性のある立場にある教育機関等による支援が求められている。

イ ヤングケアラーの現状

- (ア) ヤングケアラーの存在 4.1%
(令和2年度県実態調査 高校2年生 48,261人回答)
- (イ) ヤングケアラーの認知度 16.3%
(令和2年度県政サポーターアンケート)

(2) ヤングケアラーサポートクラス（出張授業）

ア 目的

ヤングケアラーの実態及び当事者生徒へのサポート等について生徒、教職員、保護者の認識を深めるとともに、学校における相談支援の充実を図る。

イ 内容

- (ア) 元ヤングケアラー及び大学教員による生徒・教職員向け講演
- (イ) 福祉及び教育行政担当者による説明を踏まえた校内研修

ウ 実施（8か所、参加生徒1,974人）

草加西高等学校 625人	南稜高等学校 357人	誠和福祉高等学校 157人	杉戸高等学校 266人
常盤高等学校 237人	杉戸町立杉戸中学校 230人	上尾市立大谷中学校 102人	高等学校PTA 連合会



エ 生徒の感想

- 自分とは関係のない話だと思っていたが、思っていたよりもヤングケアラーが多いと知り驚いた。話を聞き寄り添うなど少しでも力になりたいと思った。
- これからの時代、自分も介護する人になることがあるかもしれないので、相談できる相手を見つけたり、自分も頼られる存在になりたいと思った。

(3) ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修会

ア 目的

教育分野と福祉分野の連携により、ヤングケアラー支援がより円滑に進む体制づくりを構築する。

イ 対象

教職員、市町村教育委員会職員、市町村児童福祉担当職員

ウ 内容

- (ア) 大学教員によるヤングケアラーの実態等に関する講義
- (イ) 演習・グループ協議「ヤングケアラー支援における教育と福祉の連携」
教育分野及び福祉分野の職員でグループを編成し、それぞれの立場からの支援策や支援に当たっての課題等を協議

エ 実施

県内4地区で開催（参加者249人）



オ 参加者の感想

- このような場を継続することで、福祉と教育のパイプが太くなり適切な支援につながると感じた。
(教員)
- 市内の機関と顔合わせする機会となり、率直にどのような課題や支援ができるかを協議できた。
(福祉)

(4) 今後の取組

ア 方向性

ヤングケアラーに関して教職員等への啓発を進め、児童生徒がヤングケアラーの可能性があると認識を持って相談支援に当たることができるよう支援する。

学校、市町村教育委員会等教育分野と福祉分野等の関係者がヤングケアラー支援に関する共通理解を深める取組を継続し、ヤングケアラーの抱える課題を協力して解決するための関係性を構築する。

イ 取組

- (ア) ヤングケアラーサポートクラスを継続するとともに、同事業の成果や

「ヤングケアラーハンドブック（※）」を活用し、より多くの学校で啓発を進めるための手法の開発

- (イ) 学校や教育委員会と福祉関係機関が連携して支援した事例を収集・提供するなど、ヤングケアラーに関わる多機関の連携による効果的な支援策の共有

※ヤングケアラーハンドブック

ヤングケアラーを知ってもらう目的で、埼玉県が作成し、小学校4年生から高校3年生までの全児童生徒に配布した冊子。

2 性の多様性を尊重した教育の推進

(1) 学校における性の多様性を尊重した教育

ア 背景

学校において性的指向・性自認に悩む児童生徒等に対するきめ細かな対応が求められている。

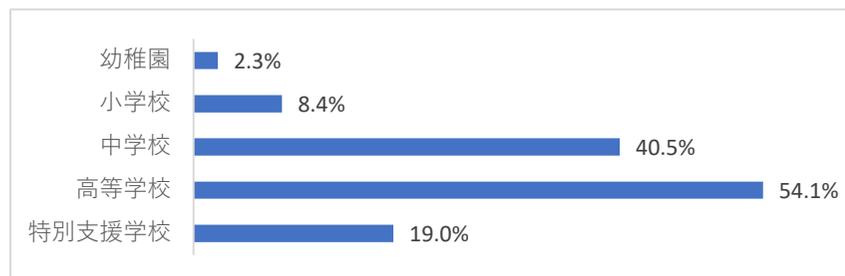
イ 現状

(ア) LGBTQ の割合 3.3%

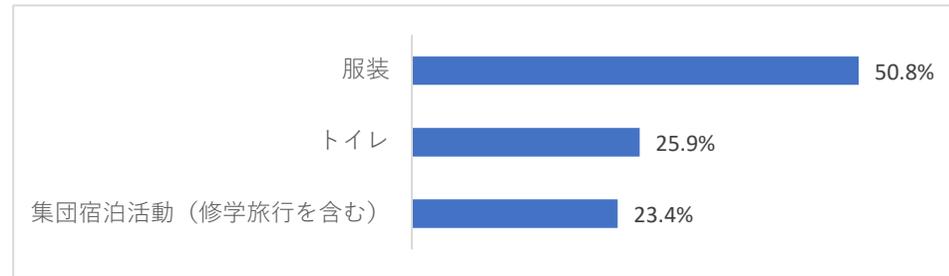
(令和2年度県実態調査 18歳以上 64歳以下の県民 5,606人回答)

(イ) 学校における対応状況 (人権教育課調査)

相談の有無 (学校種別)



主な支援内容



ウ 令和2年度の実施

(ア) 教職員用リーフレット作成

(イ) 性的指向・性自認に係る幼児児童生徒への学校の対応に関する状況調査の実施

(2) 児童生徒向けリーフレットの作成

ア 目的

性的指向や性自認など、性の多様性に関する児童生徒の理解増進を図る。

イ 対象

特別支援学校を含む小学校5年生から高校3年生までの全児童生徒（約36万人）

ウ 主な内容

(ア) 性のあり方が多様であること

(イ) 自分や他の人の性のあり方を尊重すること

(ウ) 窓口等の案内

エ 活用方法

学校にリーフレットを配布する際に、ケースごとの活用方法を提供

例 校外学習・修学旅行等・宿泊的行事の事前指導、保健指導、人権教育での活用を想定

(3) 県立高校の制服について

女子制服のスラックス選択の状況について調査し、性の多様性の観点からも選択肢を広げるよう検討を要請

女子の制服におけるスラックス選択が可能な学校
令和3年度 91校／129校（70.5%）

(4) 相談体制充実に向けた検討会議について

ア 目的

性的指向や性自認に悩みを抱える児童生徒や保護者に寄り添った相談対応、支援方策を協議・検討し、学校における相談体制の充実につなげる。

イ 検討内容

第1回（8月18日）

「個別の相談支援」当事者から相談を受ける教職員の対応

第2回（10月18日）

「学校全体の相談支援」相談に対する学校の組織的な対応・配慮

第3回（12月15日）

「教育活動を通じた環境づくり」児童生徒が性の多様性を受け入れやすい環境づくり

※検討内容を整理し、報告書として学校に提供（2月予定）

ウ 委員

有識者、当事者、教育局、小・中・高等学校長、養護教諭等、PTA
計11名

(5) 今後の取組

ア 方向性

性的指向や性自認に悩む児童生徒の相談支援の充実と、児童生徒全体に対する性の多様性を尊重する意識の醸成を両輪として取り組むことで、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境を整える。

イ 取組

- (ア) 相談体制充実に向けた検討会議の協議結果等を踏まえ、学校において児童生徒に寄り添った対応を更に進めるための対応例の提供等
(学校でカミングアウトできない児童生徒の支援を含む)
- (イ) 児童生徒向けリーフレットの多様な活用を促すため指導資料等の提供
- (ウ) 保護者に対する理解啓発